

社会资本総合整備計画（地域住宅支援）

※地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）
第6条第1項に基づく「地域住宅計画」を含む場合は別様式○を参考すること

平成27年3月4日

計画の名称	1 歴史的町並み保全再生計画													
計画の期間	平成23年度～平成27年度（5年間）				交付対象	京都市								
計画の目標	『京都市歴史的風致維持向上計画及び京都市景観計画に基づき、地域特有の歴史的な町並み景観の保全・再生を図る。』													
計画の成果目標（定量的指標）	・街なみ環境整備事業（歴史的町並み再生地区）（歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、歴史的意匠建造物、姉小路界わい地区（平成25年度まで））によって得られた市民実感の向上													
定量的指標の定義及び算定式	・京都市総合企画局において毎年実施される「京都市市民生活実感調査」におけるまちなみ景観に関するアンケート結果による満足度					定量的指標の現況値及び目標値			備考					
当初現況値 (H23当初)						中間目標値 (H24末)	最終目標値 (H27末)							
全体事業費	合計 (A+B+C)	325.554万円	A	319.674百万円	B	0百万円	C	5.88百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	1.8%				
交付対象事業														
A 基幹事業														
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名（事業箇所）		事業内容・規模等		事業実施期間（年度）			全体事業費（百万円）	備考
H23	H24	H25	H26	H27										
1-A1-1	住宅	一般	京都市	間接	民間	街なみ環境整備事業（歴史的町並み再生地区）		建造物等修景、建築設備等修景、外構修景、色彩修景、協議会活動助成					319.674	
												合計	319.674	
B 関連社会资本整備事業														
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）			全体事業費（百万円）	備考
H23	H24	H25	H26	H27										
												合計		
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考		
1-C1-1	修景補助対象地域が増え、さらなる町並みの保全・再生を図ることができる。													
C 効果促進事業														
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）			全体事業費（百万円）	備考
H23	H24	H25	H26	H27										
1-C1-1	住宅	一般	京都市	直接	京都市	-	町並み調査事業（歴史的町並み再生地区）	町並み調査及び整備計画策定	京都市				5.88	
												合計	5.88	
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考		
1-C1-1	修景補助対象地域が増え、さらなる町並みの保全・再生を図ることができる。													

(参考図面) 地域住宅支援

計画の名称	1 歴史的町並み保全再生計画	交付対象	京都市
計画の期間	平成23年度～平成27年度		
<p>歴史的景観保全修景地区 歴史的景観を形成している建造物群が残る地域で、その景観を保全し、修景する必要がある地区を指定(祇園綱手・新門前地区、祇園町南地区、上京小川地区的計3地区)。 地区内の建造物等の修理・修景を行い、町並み景観の保全・整備を図る。</p> <p>界わい景観整備地区 まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要がある地区を指定(伏見南浜、三条通、上賀茂郷、千両ヶ辻、上京北野、西京極原、本願寺・東寺地区、先斗町の計8地区)。(先斗町界わい景観整備地区の事業期間は、平成27年度から) 地区内において町並みの景観を特色付けている建造物やこれらが連なっている地域における建造物等の修理・修景を行い、町並み景観の整備を図る。</p> <p>姉小路界わい地区 界わい地区に住む人及び、界わいでなりわいを営む人の総意によるまちづくりの実現に向け、京町家の集積度が高く、地元のまちづくり意識の高い姉小路地区を指定。 地区内の建造物等の修理・修景を進めるとともに、協議会活動助成を行い、事業の推進を図る。(事業期間は、平成25年度末まで)</p> <p>景観重要建造物 景観計画区域内の歴史的建造物や伝統的な様式を有する建造物のうち、良好な景観の形成に重要と認められるものを、景観法第19条に基づき指定し、これらの建造物の修理を行うことにより、町並み景観の保全・整備を図る。</p> <p>歴史的風致形成建造物 京都市歴史的風致維持向上計画に位置付けた重点区域内における歴史的建造物を、歴史まちづくり法第12条に基づき指定し、これらの建造物の復原や修理等を行うことにより、町並み景観の保全・整備を図る。</p> <p>歴史的意匠建造物 京都固有の歴史的意匠を継承するもので、地域の景観ガイドラインの役割を果たしている建造物を指定し、これらの建造物の修理・修景を行うことにより、町並み景観の保全・整備を図る。</p> <p>先斗町地域における整備計画策定(効果促進事業) 茶屋様式などの伝統的な建物が建ち並ぶ先斗町地域において、町並み景観に関する基礎調査を行い、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区として指定及び整備計画を策定し、町並み景観の整備を図る。</p>			

街なみ環境整備方針説明

都道府県名	京都府	市町村名	京都市	区域名	歴史的町並み再生地区
区域現況	区域の概況	<p>対象区域は市域の約 54 %を占める景観計画区域と一致している。この区域では、三山や鴨川をはじめとした河川等、吉田山などの点在する緑地、歴史遺産をはじめとする数多くの寺社等、京町家等の歴史的な建造物による風情ある町並みなどが、優れた景観を形成している。</p> <p>しかし、京町家等の歴史的建造物の消失や中高層建築物の建設等による景観の変容が急速に進んでおり、良好な住環境としての景観の保全・再生が必要である。</p> <p>区域内は、京都市景観計画に基づき、景観法による景観地区、都市計画法による風致地区、市条例による建造物修景地区等の景観規制により、良好な景観を整備している。特に、産寧坂、祇園新橋、嵯峨鳥居本、上賀茂の4つの伝統的建造物群保存地区を指定し、伝統的な町並みの保存を図るとともに、歴史的景観保全修景地区の3地区、界わい景観整備地区の8地区は、歴史遺産型美観地区に指定することで、厳しい景観規制により歴史的建造物等による良好な景観保全を図っている。</p> <p>また、京都市歴史的風致維持向上計画に基づく重点区域を4地区指定し、歴史的風致の維持向上のための取り組みを実施している。</p>			
	地区施設等の状況 公園等の現況	<p>区域内の道路では、電線、電柱類が歴史都市・京都の趣のある町並みを大きく阻害している。本市では、歴史的な町並みに配慮すべき地域や世界遺産周辺等において、無電柱化を進めている。</p>			
区域の整備に関する基本方針	整備の目標	<p>京都市景観計画に基づき、良好な景観形成を進めるとともに、京都市歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的風致の維持及び向上を図る。</p> <p>特に、歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全・修景する必要がある地域として指定した歴史的景観保全修景地区と、地域色豊かなにぎわいのある景観がまとまって形成されている地域で、市街地景観の整備を図る必要がある地域として指定した界わい景観整備地区等の面的整備地区において、歴史的町並みの通り景観を面的に保全・再生するとともに、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物等の指定建造物を積極的に指定し、敷地単位での歴史的建造物の保全・再生を図ることで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。</p>			
	整備の時期	<p>平成23年度～32年度</p>			

	地区施設等の整備に関する基本方針	道路の無電柱化事業等と連携し、京都市景観計画及び京都市歴史的風致維持向上計画に基づいた地区施設等の整備を図っていく。
住宅等の整備に関する基本方針	住宅等	<p>京都市景観計画や京都市歴史的風致維持向上計画に基づき住宅等を整備し、良好な景観の形成を推進する。</p> <p>①歴史的景観保全修景地区や界わい景観整備地区等の住宅等については、地区の様式への修景等を促進し、歴史的な町並みの保全・再生につなげる。</p> <p>②姉小路界わい地区では、街づくり協定に適合する建物等の修景を促進し、京町家と調和した町並みの誘導を図る。</p> <p>③景観重要建造物や歴史的風致形成建造物について積極的に指定し、修理・復原等を進める。</p>
	敷地	<p>京都市景観計画や京都市歴史的風致維持向上計画に基づき住宅等と一緒にとなった敷地を整備し、良好な景観の形成を推進する。</p> <p>①歴史的景観保全修景地区や界わい景観整備地区では、道路等から傍観できる部分の門扉等の外観修景を推進し、敷地と建造物が一緒にとなった通り景観を整備する。</p> <p>②姉小路界わい地区でも、道路等から傍観できる部分の門扉等の外観修景を推進し、敷地と建造物が一緒にとなった通り景観を整備する。</p> <p>③景観重要建造物や歴史的風致形成建造物においては、建築物と一緒に指定している門扉等の修理・修景を推進し、敷地と建造物が一緒にとなった歴史的な景観の保全・再生につなげる。</p>
その他の事項		

街なみ環境整備事業 説明図

①位置図

位置図

歴史的町並み再生

区域

案内図

京都市

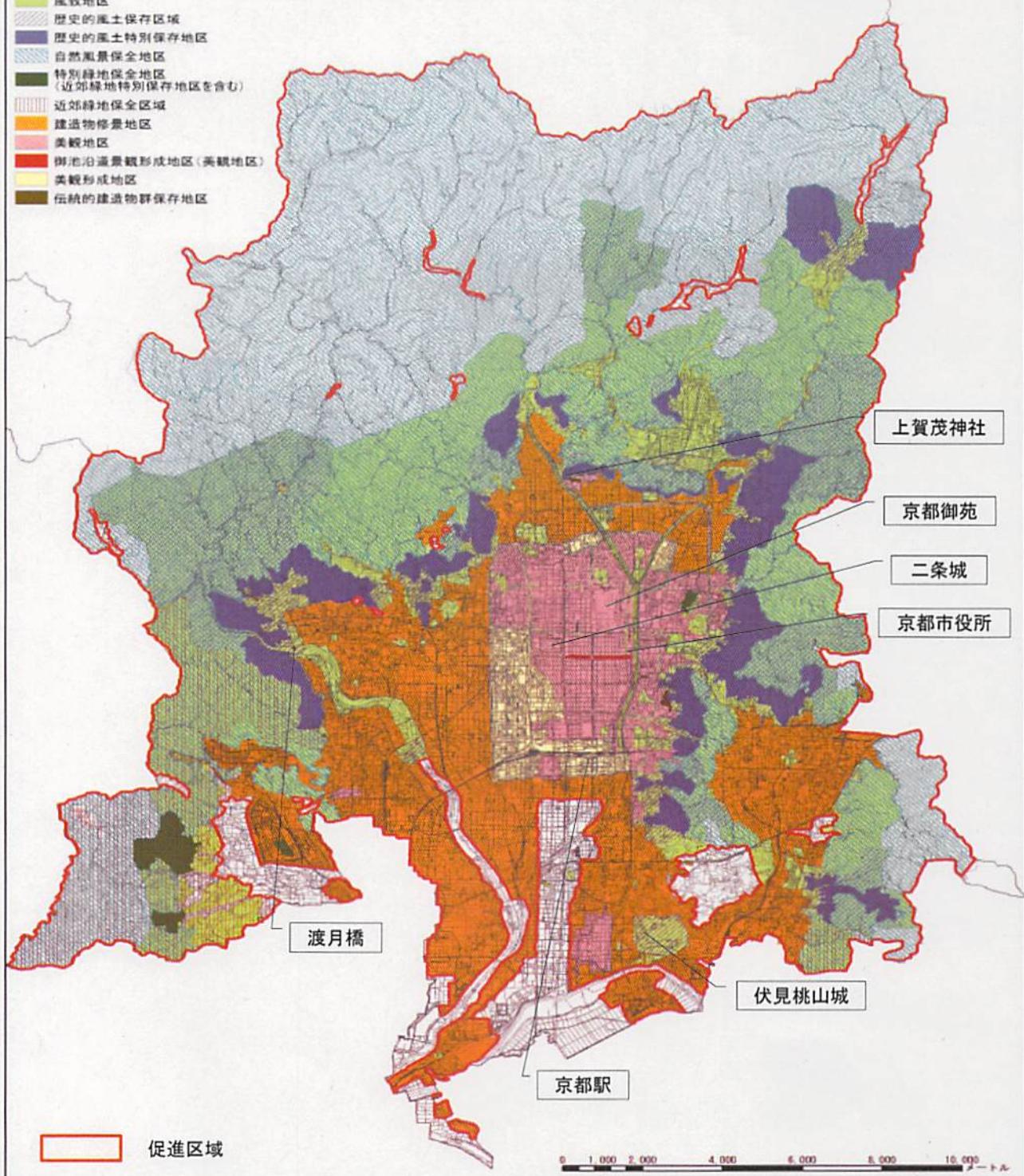
京都府



景観計画区域



- 風致地区
- 歴史的風土保存区域
- 歴史的風土特別保存地区
- 自然風景保全地区
- 特別緑地保全地区
(近郊緑地特別保存地区を含む)
- 近郊緑地保全区域
- 建造物修景地区
- 美観地区
- 池池沿道景觀形成地区(美観地区)
- 美観形成地区
- 伝統的建造物群保存地区



【整備方針図】

区域名

歴史的町並み再生地区

祇園繩手・新門前歴史的景観保全修景地区



地区的景観特色と整備方針

当該地区は、飲食店、小売店舗など多種の店舗が存在する繩手通（大和大路）の一部と茶道具や古美術を扱う美術商が主業種である新門前通の町並みで構成している。繩手通は、業種が多様で、建築様式も多様であるが、都心の繁華街の賑わいの中にも地域固有の雰囲気を作り出している。また、新門前通は、美術品を扱う同業者町を形成しているが、家主の人格を象徴するように、一軒として同じ家屋がなく、風情を凝らした町家建築で町並みが構成されている。

当該地区内の建造物等の修理・修景を行うことにより、固有の町並み景観の保全・修景を図る。

祇園町南歴史的景観保全修景地区

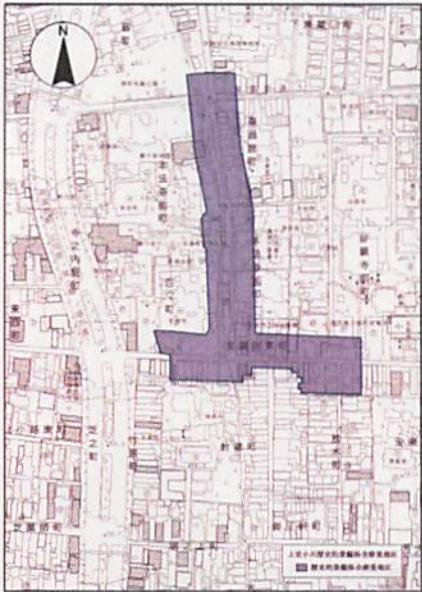


地区的景観特色と整備方針

歴史的な様式を継承しながらも家主の人格が表されるように、洗練されたデザインで造られる家屋が連担する木造建築の宝庫として町が営まれてきた。茶屋様式の町家を主流としつつ、各家屋はそれぞれに形態・意匠を異にして、個性を発揮しているが町並みとしては、落ち着きのある洗練された風情を醸し出し、訪れる人に深い感銘を与える。これらの家作は、住まい手の美意識とそれを見事に表現する職人の作品であり、木造建築の芸術品といえる。

当該地区内の建造物等の修理・修景を行うことにより、固有の町並み景観の保全・修景を図る。

上京小川歴史的景観保全修景地区



地区的景観特色と整備方針

茶道具の表構えや大小の寺院、商家、織屋、しもたや等多様な用途、形態及び意匠を有する建築物が調和を保って存在している。この町並み景観は、しっとりとして落ち着きのある風情を漂わせ、訪れる人に感銘を与える。これらの家作は、当該地で地場産業の発展を通じて磨かれてきたものである。

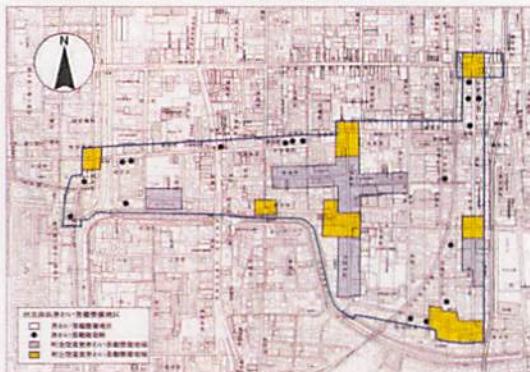
当該地区内の建造物等の修理・修景を行うことにより、固有の町並み景観の保全・修景を図る。

事業地区

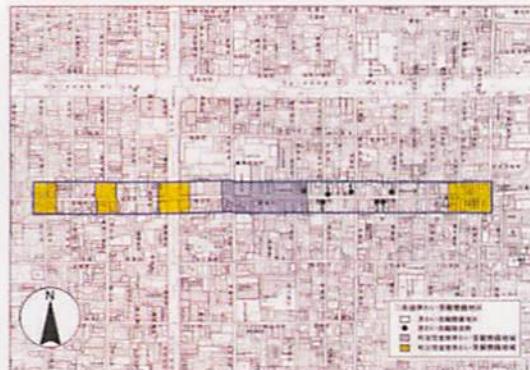
【整備方針図】

地区名	歴史的町並み再生地区
-----	------------

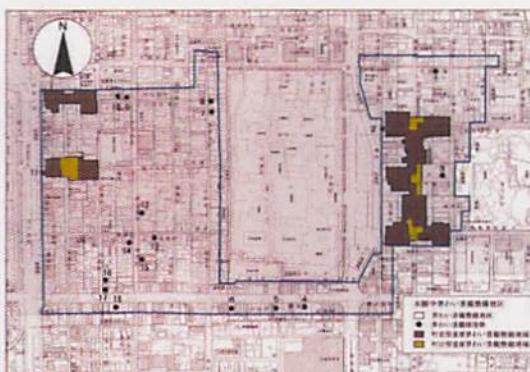
伏見南浜界わい景観整備地区



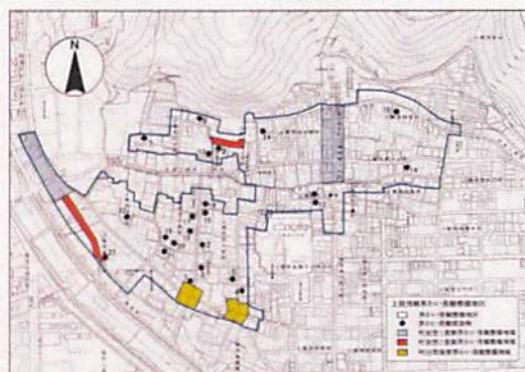
三条通界わい景観整備地区



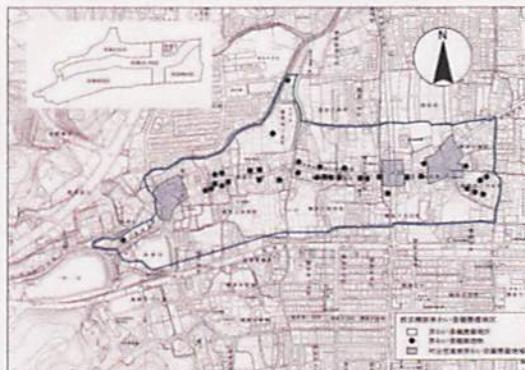
本願寺界わい景観整備地区



上賀茂郷界わい景観整備地区



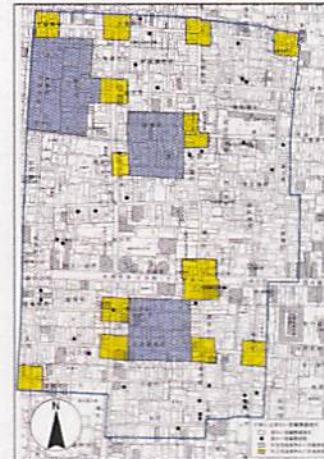
西京桜原界わい景観整備地区



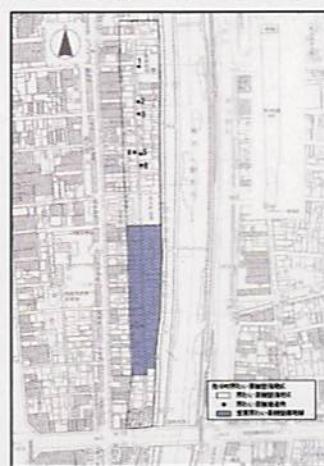
東寺界わい景観整備地区



千両ヶ辻界わい景観整備地区



先斗町界わい景観整備地区



姉小路界わい地区



上京北野界わい景観整備地区



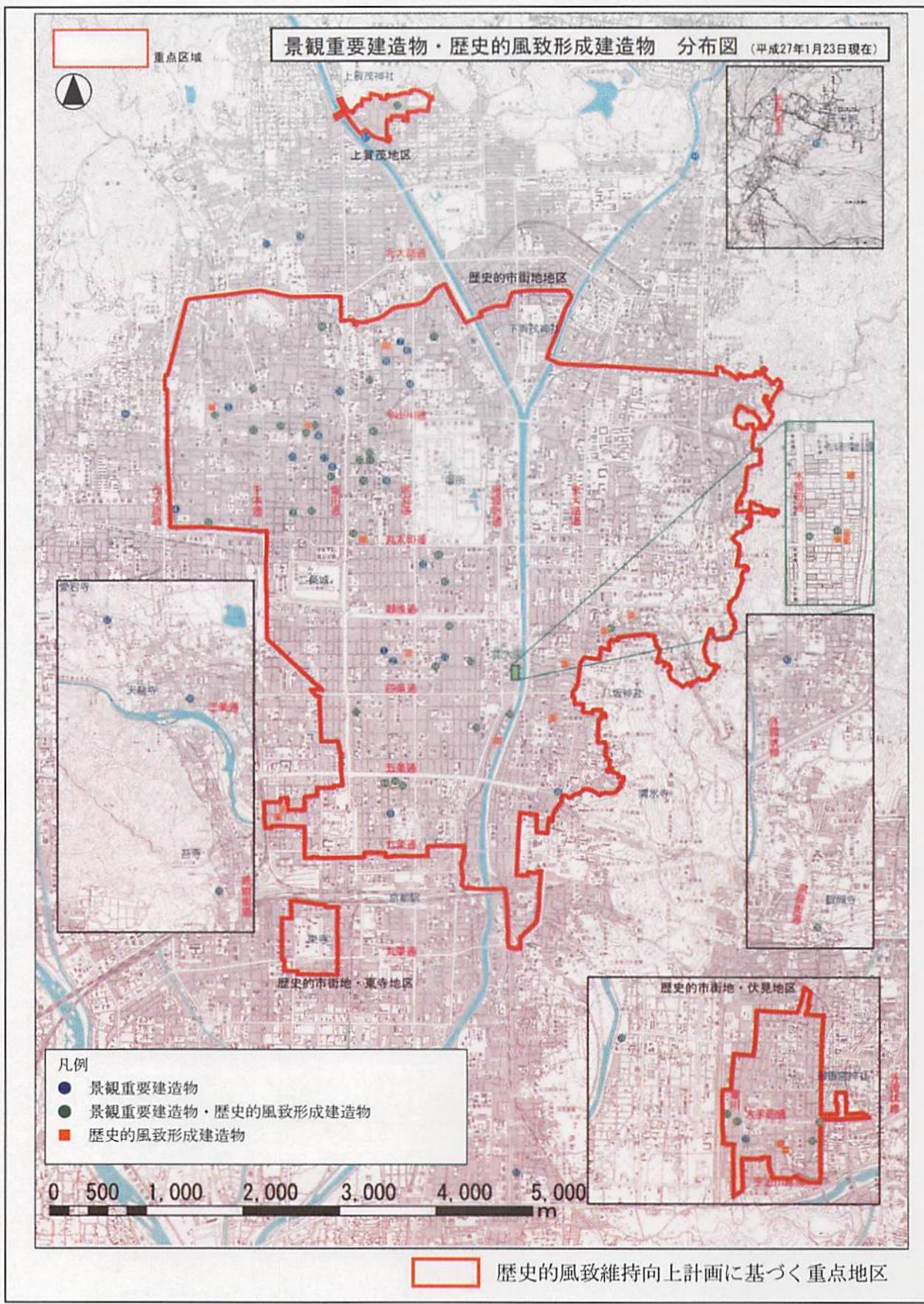
事業地区

整備方針（界わい景観整備地区）
地域のまとまりある景観を維持及び向上させるため、地区内において町並みの景観を特色付けている建造物やこれらが連なっている地域における建造物等の修理・修景を行い、特色ある町並み景観の整備を図る。（先斗町界わい景観整備地区の事業期間は、平成27年度から）

整備方針（姉小路界わい地区）
落ち着いた中低層の町並みを維持しつつ、京町家と調和した町並みを創造し、「居住」と「なりわい」と「文化性」がバランスを保持しつつ地域の活力や魅力を高めるため、地区内の建造物等の修理修景をすすめるとともに、協議会活動助成を行い、事業の推進を図る。（事業期間は、平成25年度末まで）

【整備方針図】

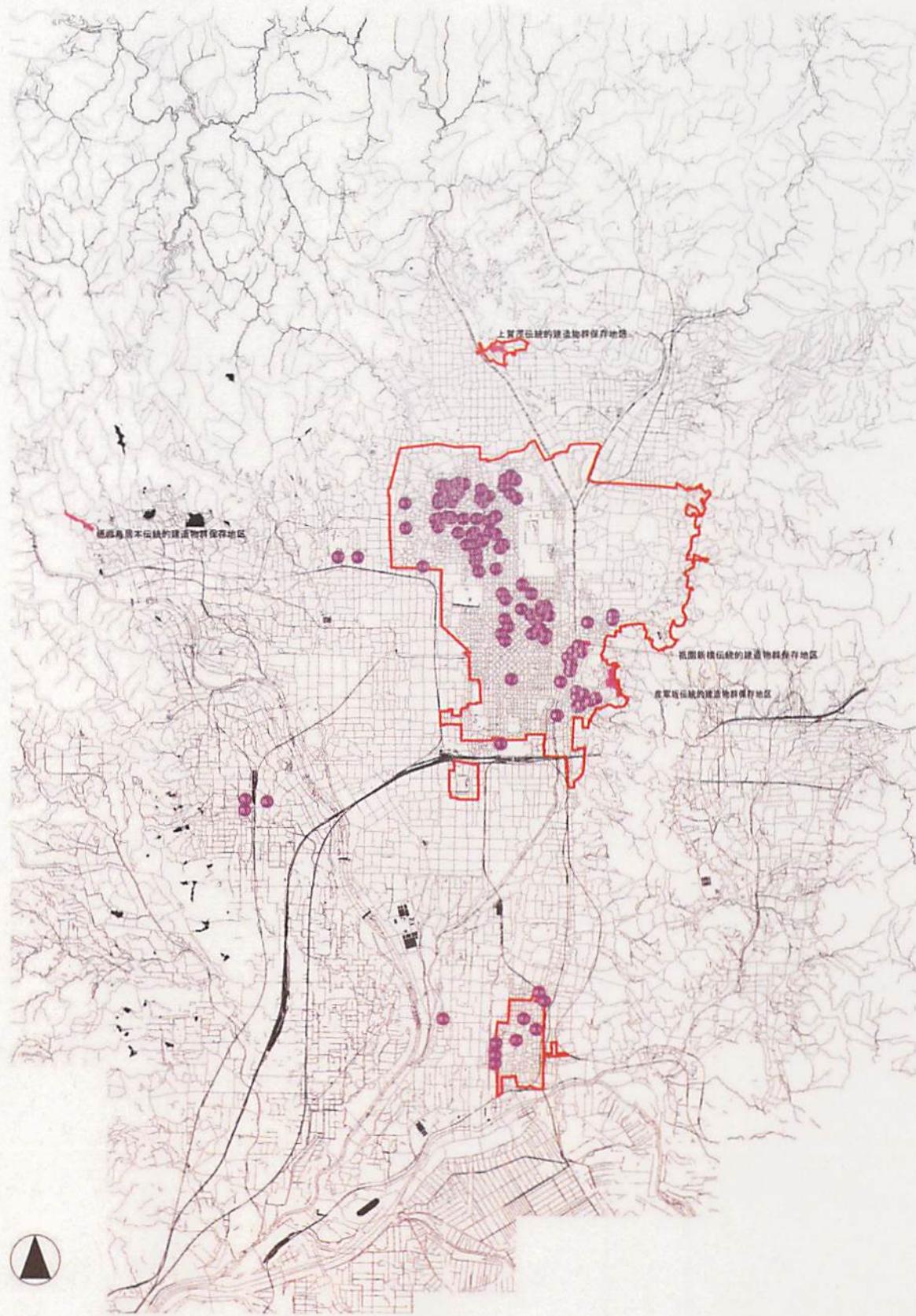
区域名 歴史的町並み再生地区



【整備方針図】

区域名	歴史的町並み再生地区
-----	------------

歴史的意匠建造物 分布図



0 500 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 m

■ 重点区域

● 歴史的意匠建造物